

おだわら 起業スクール 受講生募集!

2017年 6/3(土) スタート!

主催：小原原税務事務所 協賛：小原原事務所、小原原セミナー事務局
 後援：小原原税務事務所、小原原セミナー事務局、小原原セミナー事務局

受講料：2,000円 (テキスト代込み)
 日程：6月3日・10日・17日・24日、7月8日・15日 (全6回)
 会場：小原原青倉申告会5階会議室
 会場：13:00~17:00

内容：経営者の心構え、創業のための基礎知識、販路開拓、資金の流れ、社債・債権管理、資金調達、ビジネスプランの作成、発表など

対象：市内で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方40人
 (受講料が具体的な方や市内に在住の方を優先)

申込：ハガキ、F.A.I.にて所、氏名、年齢、電話番号、受講開始日(100字以内)、希望講座を明記の上、2月10日(月)~5月13日(金)必着まで1(合同会社)まで先着小原原へ申し込む。
 ハガキ宛先：〒250-0004 小原原市浜町1-1-6

詳しくは小原原ホームページをご覧ください。
 小原原 創業支援 検索

お問合せ・お申込み/先着小原原 創業・事業支援センター
 TEL.0465-23-6660 FAX.0465-23-3390

経理に不安のある方へ

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスを告知ですか?

青色申告特別控除65万円が
 適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自動化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自動化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

お問い合せ TEL 0465-24-2614(事業課)
 税理士の方には税理士にご相談ください

横浜・八景島 シーパラダイス

海と島と生きものテーマパーク!

水族館・遊園地・ショッピングモール・レストラン・ホテルマリナなどを含む複合型テーマ施設です。
 URL <http://www.seaparadise.co.jp/>

施設割引利用 **ワンデープラス**
 アドバンス予約(1人1泊)予約料3,000円
 4月1日~11月30日、2018年3月1日~31日

大人・高校生	500円	優待料金	4,400円
小・中学生	300円	優待料金	3,800円
幼児(3歳以下)	200円	優待料金	1,200円
シニア(65歳以上)	200円	優待料金	3,200円

詳しい優待内容はホームページにて >>>
<http://oicr-tanagawa.or.jp/service/public/category/plv/>

ご予約は
お早めにお電話

会員登録 無料相談
 要ご予約
 4月24~26日

弁護士 10時~12時
 法律相談 5月19日(金) 5月16日(火) 5月16日(金)

税の基礎知識

1. 所得税の予定納税

前年分の所得金額を控除額をもとに計算した金額(予定納税基礎金額)が15万円以下である場合は、その年の所得税の一部をあらかじめ納付することで予定納税です。

予定納税額は、税務署長からその年の6月15日までに、書面でご通知されます。

2. 消費税の中間納付

消費税の納税期は原則として1年とされていますが、年の途中で行う「消費税の中間申告」という制度があります。ここで決定した納税額を納付するが、「中間申告」です。

「中間申告」の提出が必要な事業者は、前年の消費税の年納税額が40万円(地方消費税を合わせると60万円)を超える人です。

(1)中間申告と中間納付の期限
 前年の確定消費税額より、中間申告回数等が異なりますが、「40万円超~400万円以下」の場合は、中間申告は年1回必要となり、8月31日までに申告・納付する必要があります。

(2)中間申告の方法
 前年度の確定消費税額に基づいて、税務署が中間納付額を算出し、中間申告の期限として帳簿に記載された「中間申告書」と「納付書」を郵送していただきます。事業者は、その金額を申告・納付を行います。その他の申告方法として、仮決算方式もあります。

(1)納期限
 予定納税額は、予定納税基礎金額の3分の1の金額を、第1期分として7月31日までに、第2期分として11月30日までに納付することになっています。

(2)減額申請
 なお、その年の6月30日の時点で所得税の見積額より予定納税基礎金額よりも少なくなる人は、7月15日までに「予定納税額の減額再申告書」を提出して承認されたれば、予定納税額は減額されます。

詳しい情報は、税務署にお問い合せください | 小原原税務署(税についての相談窓口) TEL 0465-35-4511(自動音声によりご案内)

税のカレンダー

納税額をすりましょ! コールセンターを利用ましょ!

- 国民健康保険料(後)の納期限
 [第1期分] 5月31日(水)
 [第2期分] 真興町 5月31日(水)
- 介護保険料の納期限
 [第2期分] 真興町 5月31日(水)
- 固定資産税・都市計画税の納期限
 [第1期分] 小田原市、菊園町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、輪延町、瀬河町等 5月31日(水)
- 軽自動車税
 [全期分] 小田原市、菊園町、中井町、大井町、松田町、開成町、輪延町、瀬河町等 5月31日(水)
 [第1期分] 山北町、真興町 5月31日(水)
 [第2期分] 山北町、真興町 5月31日(水)
 ※確定申告納税の滞納通知書による滞納処罰の納付 5月31日(水)

情報発信中
 インターネットで
 Facebook Twitter

小原原税務署からのお知らせ

国税庁経験者採用試験(国税調査官)のお知らせ
 東京都国税局

役員活動紹介

ボウリング全国大会で銀メダル!

足跡支部副支部長 鈴木 徹也さん

3月に愛知県で開催された「第43回全国実業支部対抗選手権大会」において、当会足跡支部の鈴木徹也さんが団体戦で第2位の成績を収めました。1チーム5名の団体戦で、全12チーム50名が参加した同大会。鈴木徹也さんは若狭線を見学バス選手チーム、一團とトップに立ち活躍を現し、惜しくも最終ゴールで監視選手チームに逆転を許すも、見事実業ある銀メダルを獲得しました!

ボウリング歴50年超で、73歳となる現在でも年間アベレージが20超といふ、プロ顔負けの腕を持つ鈴木さん。一つのことに打ち込むその熱い姿勢に、取材した記者もエネルギーをもらいました!

ご自宅の裏庭で撮影
 「ご自宅の裏庭で撮影」 大井町会子167 TEL 0465-60-0020

県税事務所からのお知らせ

自動車税は、4月1日時点で自動車(軽自動車を除く)を所有している方が納めなくてはなりません。ただし、新車販売業者により購入した場合は所有者が売主にあるときは、買主である車検証上の使用者の方にご納付していただきます。

納める方法
 5月内小原原自動車税管理事務所から送付される納税通知書で5月31日(水)までに、金融機関・郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

また、インターネットを活用して、Pay-easy(ペイジー)を利用した電子納付やクレジットカードでも納付できます。詳しくは、神奈川県ホームページ「県税便利帳」の「県税の納付について」をご覧ください。

お問い合わせ先 小原原県税事務所 管理課 管理課 TEL 0465-32-8000

自動車税の納期限は5月31日です!

○自動車税の納税通知書が届いた場合
 自動車税の納税通知書は原則として、運輸課に登録した住所(車検証に記載されている住所)に送付しています。引っ越しや転動により住所が変わった場合は、新しい住所を登録する運輸課で変更(住所変更)の登録手続きをしてください。すでに手続ができなかった場合は、自動車税管理事務所にご届けください。

○現在所有していない自動車税の納税通知書が届いた場合
 4月1日時点で所有していない自動車税の納税通知書が届いた場合は、3月末までに未登録や登録変更の登録手続がされていない可能性があります。登録手続を代理人(自動車販売業者など)に依頼した方は、代理人に手続が完了したかどうかを確認してください。

記

- ◇ 納税義務 平成28年度の納税義務については、平成28年7月1日に官報公表及び国庫ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京都国税局税務人事課2課課長 係 (TEL 03-354-2111 内線224)

【参考】平成28年度の納税義務
 ○ 最終合格者数(全国) 4,400名
 ○ 受験料 平成28年4月1日において、大学を卒業した日又は大学院の修業を修了した日のうち、最も古い日から起算して8年経過した者

◇ 試験日程
 (1)受験申し込み期間 8月中旬
 (2)試験実施期間 9月から12月
 (3)最終合格発表 12月下旬

※詳細につきましては、お気軽に小原原税務署税務課(TEL 0465-35-4511 内線224)までお尋ねください。

ご自宅の裏庭で撮影
 内容のすべてを承取してください
 会場、納税者センター・青色会館